

徳島県規則第四十六号

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一項」の下に「又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）以下「六次産業化法」という。）第十条第一項」を加える。

第三条第一項中「いう。」又は「をいう。）、」に改め、「同じ。）」の下に「又は促進事業者（六次産業化法第十条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「又は認定中小企業者」を「、認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第四条第一項中「又は一認定中小企業者」を「、一認定中小企業者又は一促進事業者」に改める。

第五条に次の一号を加える。

六 認定農林漁業者等（六次産業化法第六条第三項に規定する認定農林漁業者等という。）が認定総合化事業（六次産業化法第九条第一項に規定する認定総合化事業をいう。）を行うのに必要な資金 十二年以内（五年以内の据置期間を含む。）

第六条第一項に次の一号を加える。

六 促進事業者

第七条第二項中「いう。」又は「をいう。）、」に改め、「限る。）」の下に「又は促進事業者（企業組合、協業組合その他知事が別に定めるものに限る。）」を加え、「団体等又は認定中小企業者」を「団体等、認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第九条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

第十一条中「を認定申請書等」を「に知事が別に定める書類を添え、認定申請書等」に改める。

第十二条第一項中「貸付申請書」の下に「及びその添付書類」を加える。

第二十条、第二十一条及び第二十四条中「又は認定中小企業者」を「、認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第二十六条第一項中「若しくは認定中小企業者」を「、認定中小企業者若しくは促進事業者」に改める。

第二十七条中「又は認定中小企業者」を「、認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百

三十二号)第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに貸付けを受ける林業改善資金についての第五条(第二十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、第五条中「十年以内(三年」とあるのは「十三年以内(六年」と、「十二年以内(三年」とあるのは「十五年以内(六年」と、「十五年以内(三年」とあるのは「十八年以内(六年」と、「十二年以内(五年」とあるのは「十五年以内(八年」とする。

様式第一号中「第七条第一項」を「第七条第一項(同法第十二条第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

様式第四号の注中「又は各認定中小企業者」を「各認定中小企業者又は各促進事業者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。